

都市公園条例（令和5年12月改正）

◎参 考

加古川市都市公園条例の一部を改正す

(現 行)

(公園施設の設置基準)

第2条の4 …… (省 略)

2 …… (省 略)

3 …… (省 略)

4 市の設置に係る都市公園についての政令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として第1項又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

5 市の設置に係る都市公園についての政令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として第1項又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

6 …… (省 略)

(行為の制限)

第3条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(1) …… (省 略)

(2) 業として写真又は映画を撮影すること。

る条例（新旧対照表）（第 1 条関係）

（ 改 正 ）

（公園施設の設置基準）

第 2 条の 4 ……（省 略）

2 ……（省 略）

3 ……（省 略）

4 市の設置に係る都市公園についての政令第 6 条第 6 項に規定する公募対象公園施設である建築物を設ける場合に関する法第 5 条の 9 第 1 項の規定により読み替えて適用する法第 4 条第 1 項ただし書の条例で定める範囲は、当該公募対象公園施設である建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の 100 分の 10 を限度として第 1 項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

5 市の設置に係る都市公園についての政令第 6 条第 1 項第 3 号に掲げる場合に関する法第 4 条第 1 項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の 100 分の 10 を限度として第 1 項又は前 3 項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

6 市の設置に係る都市公園についての政令第 6 条第 1 項第 4 号に掲げる場合に関する法第 4 条第 1 項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の 100 分の 2 を限度として第 1 項又は第 2 項から前項までの規定により認められる建築面積を超えることができる。

7 ……（省 略）

（行為の制限）

第 3 条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

（1） ……（省 略）

（2） 業として写真又は映画の撮影その他これらに類する行為をすること。

(現 行)

(3) 興業を行うこと。

(4) …………… (省 略)

2 …………… (省 略)

}

5 …………… (省 略)

(使用料)

第 9 条 法第 5 条第 1 項、法第 6 条第 1 項、同条第 3 項、第 3 条第 1 項若しくは同条第 3 項の許可を受けた者又は有料公園施設（別表第 3 に掲げるものを除く。第 12 条、第 13 条及び第 13 条の 2 において同じ。）を使用しようとする者は、別表第 2 に掲げる額の使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。

第 14 条の 2 …………… (省 略)

附 則

(指定管理者不在等期間の使用料)

(改 正)

(3) 興行を行うこと。

(4) …………… (省 略)

2 …………… (省 略)

}

5 …………… (省 略)

(使用料)

第9条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項若しくは第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者又は有料公園施設（別表第3に掲げるものを除く。第12条、第13条及び第13条の2において同じ。）を使用しようとする者は、別表第2に掲げる額の使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。

(都市公園指定管理者による管理等)

第14条の2 市長は、次に掲げる業務を都市公園（都市公園の一部の区域について管理を行わせる場合にあつては、市長が指定する区域に限る。以下この項において同じ。）の管理について地方自治法第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けた者（次項において「都市公園指定管理者」という。）に行わせることができる。

(1) 都市公園における第3条第1項又は第3項の許可に関する業務

(2) 都市公園の施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) その他都市公園の管理上市長が必要と認める業務

2 都市公園指定管理者に前項の業務を行わせている場合における第3条、第9条及び第10条の規定の適用については、第3条及び第9条中「市長」とあるのは「市長又は都市公園指定管理者」と、第10条中「市長又は指定管理者」とあるのは「市長、都市公園指定管理者又は指定管理者」とする。

第14条の3 …………… (省 略)

附 則

(指定管理者不在等期間の使用料)

(現 行)

- 5 第3項の規定により既に徴収した使用料は還付しない。ただし、市長は、当初からの指定管理者不在にあつては第13条の2の規定による還付の例により、指定後における指定管理者不在等にあつては指定管理者不在等開始時の直前の第9条の2第5項の基準により、使用料の全部又は一部を還付することができる。

別表第2 (第9条関係)

(1) 公園施設を設け公園を使用する場合の使用料

種類	単位		金額
	数量	期間	
<u>公園施設を設ける場合</u>	<u>1平方メートル</u>	<u>1年</u>	<u>500円</u>

(2) 公園を占用する場合の使用料

種類	単位		金額
	数量	期間	
(省 略)			

(3) 行為の許可を受けた場合の使用料

種類	単位		金額
	数量	期間	
(省 略)			
営業のための写真撮影	(省 略)	(省 略)	(省 略)
興業	(省 略)	(省 略)	(省 略)

(4) (省 略)

(改 正)

- 5 附則第3項の規定により既に徴収した使用料は還付しない。ただし、市長は、当初からの指定管理者不在にあつては第13条の2の規定による還付の例により、指定後における指定管理者不在等にあつては指定管理者不在等開始時の直前の第9条の2第5項の基準により、使用料の全部又は一部を還付することができる。

別表第2（第9条関係）

(1) 公園施設を設け公園を使用する場合の使用料

種類	単位		金額
	数量	期間	
<u>公園施設を設ける場合</u>	<u>1平方メートル</u>	<u>1年</u>	<u>500円</u>
<u>法第5条第1項の許可を受ける者を公募により選定する場合又は法第5条の2第1項に規定する公募設置等指針を定める場合における使用料の額は、この表に規定する額を下回らない額において公募の際の提案に係る使用料の額を勘案して市長が定める額とする。</u>			

(2) 公園を占用する場合の使用料

種類	単位		金額
	数量	期間	
(省 略)			
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	1平方メートル	1日	40円

(3) 行為の許可を受けた場合の使用料

種類	単位		金額
	数量	期間	
(省 略)			
営業のための写真又は映画の撮影その他これらに類する行為	(省 略)	(省 略)	(省 略)
興行	(省 略)	(省 略)	(省 略)

(4) …………… (省 略)

加古川市都市公園条例の一部を改正す

(現 行)

(行為の制限)

第3条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(1) …………… (省 略)

}

(4) …………… (省 略)

2 …………… (省 略)

}

5 …………… (省 略)

(指定管理者による管理)

第6条の4 …………… (省 略)

(使用料)

第9条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項若しくは第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者又は有料公園施設（別表第3に掲げるものを除く。第12条、第13条及び第13条の2において同じ。）を使用しようとする者は、別表第2

る条例（新旧対照表）（第2条関係）

（ 改 正 ）

（行為の制限）

第3条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長（第6条の5に規定する日岡山公園にあつては、同条に規定する日岡山公園指定管理者。以下この条において同じ。）の許可を受けなければならない。

（1）……………（省 略）

}

（4）……………（省 略）

2 ……………（省 略）

}

5 ……………（省 略）

（指定管理者による管理）

第6条の4 ……………（省 略）

第6条の5 市長は、次に掲げる業務を日岡山公園（市長が指定する区域に限る。以下この条、第9条、第9条の2第1項、第3項及び第6項、第14条の2第1項並びに附則第7項において同じ。）の管理について地方自治法第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けた者（以下「日岡山公園指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（1）日岡山公園における第3条第1項又は第3項の許可に関する業務

（2）日岡山公園の施設及び設備の維持管理に関する業務

（3）その他日岡山公園の管理上市長が必要と認める業務

（使用料）

第9条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項若しくは第3条第1項若しくは第3項の許可（日岡山公園における同条第1項及び第3項の許可を除く。）を受けた者又は有料公園施設（別表第3に掲げるものを除く。第12条、第13条及び第

(現 行)

に掲げる額の使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。

(利用料金)

第9条の2 別表第3に掲げる有料公園施設を利用しようとする者は、当該有料公園施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。ただし、国又は地方公共団体が利用する場合その他指定管理者が特別の理由があると認める場合に限り後納することができる。

2 …………… (省 略)

3 利用料金の額は、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て別表第3に定める金額の範囲内において定める額とする。

4 …………… (省 略)

5 …………… (省 略)

(都市公園指定管理者による管理等)

第14条の2 市長は、次に掲げる業務を都市公園（都市公園の一部の区域について管理を行わせる場合にあっては、市長が指定する区域に限る。以下この項において同じ。）の管理について地方自治法第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けた者（次項において「都市公園指定管理者」という。）に行わせることができる。

(1) …………… (省 略)

}

(改 正)

13条の2において同じ。) を使用しようとする者は、別表第2に掲げる額の使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。

(利用料金)

第9条の2 別表第3に掲げる有料公園施設を利用しようとする者は当該有料公園施設の利用に係る料金を、日岡山公園における第3条第1項又は第3項の許可を受けた者は当該許可を受けた行為に係る料金 (以下これらの料金を「利用料金」という。) を前納しなければならない。ただし、国又は地方公共団体が利用する場合その他指定管理者 (日岡山公園にあつては、日岡山公園指定管理者。以下この条及び次条において同じ。) が特別の理由があると認める場合に限り後納することができる。

2 …………… (省 略)

3 利用料金の額は、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て、別表第3に掲げる有料公園施設の利用に係る料金にあつては同表に、日岡山公園における第3条第1項又は第3項の許可を受けた行為に係る料金にあつては別表第2 (3) の部に定める金額の範囲内において定める額とする。

4 …………… (省 略)

5 …………… (省 略)

6 日岡山公園における第3条第1項又は第3項の許可を受けた行為に係る料金の算定については、第12条第3項第1号の規定を準用する。

(都市公園指定管理者による管理等)

第14条の2 市長は、次に掲げる業務を都市公園 (都市公園の一部の区域について管理を行わせる場合にあつては、市長が指定する区域に限り、日岡山公園を除く。以下この項において同じ。) の管理について地方自治法第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けた者 (次項において「都市公園指定管理者」という。) に行わせることができる。

(1) …………… (省 略)

}

(現 行)

(3) (省 略)

2 (省 略)

附 則

(改 正)

(3) …………… (省 略)

2 …………… (省 略)

附 則

(日岡山公園指定管理者不在等期間の行為の許可に関する業務)

6 市長が加古川市都市公園条例の一部を改正する条例 (令和 5 年条例第 号) 附則第 1 項第 2 号に掲げる規定の施行の日に日岡山公園指定管理者を指定していない場合 (以下「当初からの日岡山公園指定管理者不在」という。) 又は市長が日岡山公園指定管理者の指定を取り消し、日岡山公園指定管理者が解散し、その他日岡山公園指定管理者がいなくなった場合若しくは市長が日岡山公園指定管理者の業務の停止を命じた場合 (以下「指定後における日岡山公園指定管理者不在等」という。) は、その時 (以下「日岡山公園指定管理者不在等開始時」という。) からその直後に日岡山公園指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間 (以下「日岡山公園指定管理者不在等期間」という。) における第 3 条の規定の適用については、同条第 1 項中「市長 (第 6 条の 5 に規定する日岡山公園にあつては、同条に規定する日岡山公園指定管理者。以下この条において同じ。) 」とあるのは、「市長」とする。

(日岡山公園指定管理者不在等期間の使用料)

7 市長は、日岡山公園指定管理者不在等期間においては、当初からの日岡山公園指定管理者不在にあつては別表第 2 (3) の部に規定する額を使用料として、指定後における日岡山公園指定管理者不在等にあつては日岡山公園指定管理者不在等開始時の直前の第 9 条の 2 第 3 項の承認に係る利用料金の額を使用料として、日岡山公園における第 3 条第 1 項又は第 3 項の許可を受けた者から徴収することができる。

8 市長は、前項の使用料について、当初からの日岡山公園指定管理者不在にあつては第 13 条の規定による減免の例により、指定後における日岡山公園指定管理者不在等にあつては日岡山公園指定管理者不在等開始時の直前の第 9 条の 2 第 4 項の基準により、減額し、又は免除することができる。

(現 行)

別表第 2 (第 9 条関係)

(1) (省 略)

(2) (省 略)

(3) 行為の許可を受けた場合の使用料

(省 略)

(4) (省 略)

(改 正)

9 附則第 7 項の規定により既に徴収した使用料は還付しない。ただし、市長は、当初からの日岡山公園指定管理者不在にあつては第13条の 2 の規定による還付の例により、指定後における日岡山公園指定管理者不在等にあつては日岡山公園指定管理者不在等開始時の直前の第 9 条の 2 第 5 項の基準により、使用料の全部又は一部を還付することができる。

別表第 2 (第 9 条、第 9 条の 2 関係)

(1) (省 略)

(2) (省 略)

(3) 行為の許可を受けた場合の使用料又は利用料金

(省 略)

(4) (省 略)

加古川市都市公園条例の一部を改正する条例

(加古川市都市公園条例の一部改正)

第1条 加古川市都市公園条例（昭和34年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条の4第6項を同条第7項とし、同条第5項中「前3項」を「第2項から前項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 市の設置に係る都市公園についての政令第6条第6項に規定する公募対象公園施設である建築物を設ける場合に関する法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、当該公募対象公園施設である建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として第1項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

第3条第1項中「の各号」を削り、同項第2号中「を撮影」を「の撮影その他これらに類する行為を」に改め、同項第3号中「興業」を「興行」に改める。

第9条中「、同条第3項、」を「若しくは第3項若しくは」に、「若しくは同条第3項」を「若しくは第3項」に改める。

第14条の2を第14条の3とし、第14条の次に次の1条を加える。

(都市公園指定管理者による管理等)

第14条の2 市長は、次に掲げる業務を都市公園（都市公園の一部の区域について管理を行わせる場合にあつては、市長が指定する区域に限る。以下この項において同じ。）の管理について地方自治法第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けた者（次項において「都市公園指定管理者」という。）に行わせることができる。

(1) 都市公園における第3条第1項又は第3項の許可に関する業務

(2) 都市公園の施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) その他都市公園の管理上市長が必要と認める業務

2 都市公園指定管理者に前項の業務を行わせている場合における第3条、第9条及び第10条の規定の適用については、第3条及び第9条中「市長」とあるのは「市長又は都市公園指定管理者」と、第10条中「市長又は指定管理者」とあるのは「市長、都市公園指定管理者又は指定管理者」とする。

附則第5項中「第3項」を「附則第3項」に改める。

別表第2(1)公園施設を設け公園を使用する場合の使用料の部中

「

公園施設を設ける場合	1平方メートル	1年	500円
------------	---------	----	------

」

を

「

公園施設を設ける場合	1平方メートル	1年	500円
法第5条第1項の許可を受ける者を公募により選定する場合又は法第5条の2第1項に規定する公募設置等指針を定める場合における使用料の額は、この表に規定する額を下回らない額において公募の際の提案に係る使用料の額を勘案して市長が定める額とする。			

」

に改め、同表(2)公園を占用する場合の使用料の部の表に次のように加える。

競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	1平方メートル	1日	40円
---	---------	----	-----

別表第2(3)行為の許可を受けた場合の使用料の部中「撮影」を「又は映画の撮影その他これらに類する行為」に、「興業」を「興行」に改める。

第2条 加古川市都市公園条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「市長」の右に「(第6条の5に規定する日岡山公園にあつては、同条に規定する日岡山公園指定管理者。以下この条において同じ。)」を加える。

第6条の4の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(指定管理者による管理)」を付し、同条の次に次の1条を加える。

第6条の5 市長は、次に掲げる業務を日岡山公園(市長が指定する区域に限る。

以下この条、第9条、第9条の2第1項、第3項及び第6項、第14条の2第1項並びに附則第7項において同じ。)の管理について地方自治法第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けた者(以下「日岡山公園指定管理者」という。)

に行わせるものとする。

- (1) 日岡山公園における第3条第1項又は第3項の許可に関する業務
- (2) 日岡山公園の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) その他日岡山公園の管理上市長が必要と認める業務

第9条中「許可」の右に「（日岡山公園における同条第1項及び第3項の許可を除く。）」を加える。

第9条の2第1項中「、当該有料公園施設」を「当該有料公園施設」に改め、「に係る料金」の右に「を、日岡山公園における第3条第1項又は第3項の許可を受けた者は当該許可を受けた行為に係る料金」を、「以下」の右に「これらの料金を」を加え、同項ただし書中「指定管理者」の右に「（日岡山公園にあつては、日岡山公園指定管理者。以下この条及び次条において同じ。）」を加え、同条第3項中「別表第3」を「、別表第3に掲げる有料公園施設の利用に係る料金にあつては同表に、日岡山公園における第3条第1項又は第3項の許可を受けた行為に係る料金にあつては別表第2（3）の部」に改め、同条に次の1項を加える。

- 6 日岡山公園における第3条第1項又は第3項の許可を受けた行為に係る料金の算定については、第12条第3項第1号の規定を準用する。

第14条の2第1項中「限る」を「限り、日岡山公園を除く」に改める。

附則に次の4項を加える。

（日岡山公園指定管理者不在等期間の行為の許可に関する業務）

- 6 市長が加古川市都市公園条例の一部を改正する条例（令和5年条例第 号）附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日の日岡山公園指定管理者を指定していない場合（以下「当初からの日岡山公園指定管理者不在」という。）又は市長が日岡山公園指定管理者の指定を取り消し、日岡山公園指定管理者が解散し、その他日岡山公園指定管理者がいなくなつた場合若しくは市長が日岡山公園指定管理者の業務の停止を命じた場合（以下「指定後における日岡山公園指定管理者不在等」という。）は、その時（以下「日岡山公園指定管理者不在等開始時」という。）からその直後に日岡山公園指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間（以下「日岡山公園指定管理者不在等期間」という。）における第3

条の規定の適用については、同条第1項中「市長（第6条の5に規定する日岡山公園にあつては、同条に規定する日岡山公園指定管理者。以下この条において同じ。）」とあるのは、「市長」とする。

（日岡山公園指定管理者不在等期間の使用料）

7 市長は、日岡山公園指定管理者不在等期間においては、当初からの日岡山公園指定管理者不在にあつては別表第2（3）の部に規定する額を使用料として、指定後における日岡山公園指定管理者不在等にあつては日岡山公園指定管理者不在等開始時の直前の第9条の2第3項の承認に係る利用料金の額を使用料として、日岡山公園における第3条第1項又は第3項の許可を受けた者から徴収することができる。

8 市長は、前項の使用料について、当初からの日岡山公園指定管理者不在にあつては第13条の規定による減免の例により、指定後における日岡山公園指定管理者不在等にあつては日岡山公園指定管理者不在等開始時の直前の第9条の2第4項の基準により、減額し、又は免除することができる。

9 附則第7項の規定により既に徴収した使用料は還付しない。ただし、市長は、当初からの日岡山公園指定管理者不在にあつては第13条の2の規定による還付の例により、指定後における日岡山公園指定管理者不在等にあつては日岡山公園指定管理者不在等開始時の直前の第9条の2第5項の基準により、使用料の全部又は一部を還付することができる。

別表第2中「第9条」の右に「、第9条の2」を加え、同表（3）行為の許可を受けた場合の使用料の部中「使用料」の右に「又は利用料金」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第1条中加古川市都市公園条例別表第2（2）公園を占用する場合の使用料の部の改正規定及び次項の規定 令和6年4月1日

(2) 第2条及び附則第4項の規定 規則で定める日

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の別表第2(2)公園を占有する場合の使用料の部の規定は、前項第1号に掲げる規定の施行の日(以下「1号施行日」という。)以後の占有について適用する。
- 3 1号施行日以後における競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物による占有に係る使用料の徴収その他の行為は、1号施行日前においても行うことができる。
- 4 第2条の規定による改正後の第3条及び第9条の2の規定は、日岡山公園(市長が指定する区域に限る。次項において同じ。)にあっては、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日(以下「2号施行日」という。)以後の行為について適用し、2号施行日前の行為については、なお従前の例による。
- 5 2号施行日以後の日岡山公園における行為に係る料金(以下「利用料金」という。)の額の承認及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けた者による利用料金の収受は、2号施行日前においても行うことができる。